特定相談支援・障害児相談支援の事業所指定申請について

1 指定申請受付期間及び受付方法

平成24年4月1日の指定の場合

- 申請受付期間は、平成24年2月22日(水)~平成24年3月15日(木)まで。
- 特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所の指定を同時に受けようとする場合は、 市民・こども局こども本部こども福祉課障害児福祉係に申請書類をまとめて提出してくだ さい。
- 障害児相談支援事業所の指定は受けず、特定相談支援事業所の指定のみを受けようとする場合は、健康福祉局障害保健福祉部障害計画課計画推進係に申請書類を提出してください。
- <u>申請書類は、事業所の管理者が直接市役所まで持参</u>してください。申請書類をもとに面接を行いますので、<u>必ず事前に予約</u>のうえ、お越しください。ただし、平成23年度に川崎市障害者生活支援センター事業を受託している事業所については、郵送で申請書類を提出しても構いません。

平成24年5月1日以降の指定の場合

- 申請請受付期限は、<u>指定を受けたい月の前月15日(閉庁日の場合は直前の開庁日)</u>まで。 (例えば10月1日指定希望であれば9月15日締切)
- 障害児相談支援事業所の指定は受けず、一般相談支援事業所又は特定相談支援事業所の指定を受けようとする場合は、健康福祉局障害保健福祉部障害計画課計画推進係に申請書類を提出してください。
- <u>申請書類は、事業所の管理者が直接市役所まで持参</u>してください。申請書類をもとに面接を行いますので、必ず事前に予約のうえ、お越しください。
- ※申請書類に補正が必要な場合がありますので、補正に要する時間を考慮し、早めの提出をお 勧めします。

2 指定申請時に必要な書類

○ 指定申請書、□座振込(変更)依頼書、付表

平成24年3月15日までに申請する場合は、印刷した紙の指定申請書、口座振込(変更)依頼書、付表を持参します。平成24年4月以降は、印刷した紙の指定申請書、口座振込(変更)依頼書、付表に併せて、その電子データも提出する必要があります。

〇 添付書類

定款の変更が間に合わない場合は、当該事業を行う旨の内容が確認できる書類(理事会 議事録等)を提出してください。それも難しい場合は、定款の変更案を提出してくださ い。いずれの場合も、変更が完了後速やかに、変更後の定款を提出してください。

3 指定申請時に必要な書類データのダウンロード方法

- ①「障害福祉情報サービスかながわ」(http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/) にアクセス
- ②「書式ライブラリ」をクリック
- ③「3. 川崎市からのお知らせ」をクリック
- ④「事業者指定申請書様式等」をクリック
- ⑤書類データをダウンロード

4 指定後に事業の変更等が発生した場合

- 事業の変更・再開をする場合は、10日以内に届出を行う必要があります。
- 事業の廃止・休止をする場合は、1か月前に届出を行う必要があります。
- 5 指定の申請先・問合せ先

特定相談支援事業

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課推進係 ※市役所第3庁舎5階

TEL: 044-200-2654 FAX: 044-200-3932

※一般相談支援事業についても、平成24年5月1日以降の指定の場合は上記が申請先になり ます。

障害児相談支援事業

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市市民・こども局こども本部こども福祉課障害児福祉係 ※市役所第3庁舎14階

TEL: 044-200-3233 FAX: 044-200-3638